

【訂正情報】

商品コード：110-2721

賃貸不動産経営管理士の合格テキスト

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2019年9月27日現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1	p28	○×テスト 解答・解説 1行目	遵守するだけでなく、	遵守するだけでなく、
1	p30	表 平成26年（消費税増税「後」）	増税前は、駆け込み着工の「反動」により、「減少」。	増税後は、駆け込み着工の「反動」により、「減少」。
1	p57	<⑥・⑦について> 3行目	登録ができません。	2年間は登録ができません。
1	p87	基幹事務の一括再委託の禁止	基幹事務の再委託の精度① 基幹事務の再委託の精度② 基幹事務の再委託の精度③	基幹事務の再委託の制度① 基幹事務の再委託の制度② 基幹事務の再委託の制度③
1	p97	問題3	賃貸住宅管理業者登録制度の基幹事務に関する	賃貸住宅管理業者登録制度の基幹事務に関する
1	p98	問題6	賃貸住宅管理業者登録制度において	賃貸住宅管理業者登録制度において
1	p165	枠内 1行目	次の点を抑えましょう。	次の点を抑えましょう。
1	p165	枠内 6行目	宅地建物取引士証（主任者証）を提示	宅地建物取引士証を提示
1	p174	賃貸借契約の意義と性質 1行目	賃貸人（賃貸人）が、賃借人（賃借人）に	賃貸人（貸主）が、賃借人（借主）に

【訂正情報】

商品コード：110-2721

賃貸不動産経営管理士の合格テキスト

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1	p181	脇注 合格 POINT 4行目	売却契約が	売買契約が
1	p192	③	賃貸人の過失によらない一部滅失した場合の賃料減額	賃借人の過失によらない一部滅失した場合の賃料減額請求
1	p192	③ 本文	賃貸借の目的物が一部滅失した場合、使用等ができない部分に応じて、賃料が減額される。	賃借物の一部が賃借人の過失によらないで滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができます。
1	p201	上部のイラスト	旧賃貸人→A、賃借人→B、新賃貸人→Cの表記を追加。	
1	p213	①基幹の定めのある賃貸借であること 1行目	→基幹の定めは必要だが、	→期間の定めは必要だが
1	p220	中央部分 右下グレーの吹き出し	履行不能の場合	履行遅延の場合
1	p232	枠内 5行目	～帰属します (判例)。	～帰属します。そして、その帰属は、その後にされた遺産分割の影響を受けません (判例)。
1	p233	○×テスト 解答・解説 ⑤末尾	取得する。	取得する。そして、その帰属は、その後にされた遺産分割の影響を受けない。
1	p259	脇注 Step Up 1行目	管理業者に	管理業者が
1	p261	③ 住環境の整備 2行目	駐車場・駐車場等の	駐車場・駐輪場等の
1	p261	①清掃 1行目	毎単位などで	年単位などで

【訂正情報】

商品コード：110-2721

賃貸不動産経営管理士の合格テキスト

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1	p323	枠内 工業系の建蔽率	「30%から 90%」	「30%から 80%」
1	p325	(2) 定期調査・定期検査・報告制度 2行目	「特殊建築物定期調査」	「特定建築物定期調査」
1	p342	枠内 3行目	建物にある程度の被害	建物にある程度の被害
1	p439	枠内 6行目	判例上。節税目的での	判例上、節税目的での
1	p445	①遺留分とは 1行目	一定相続人に	一定の相続人に
1	p455	表 右上項目	適用限度	減額割合
1	p458	○×テスト 解答・解説 2行目	必要経費に含めることができる。	事業費は、必要経費に含めることができる。